

かながわ環境関連産業ネットワーク規約

(名称)

第1条 本組織は、「かながわ環境関連産業ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、ネットワークに所属する県内企業などの環境・エネルギー関連分野における取引拡大や新規参入に向けた取り組みを支援し、本県の環境・エネルギー産業の振興を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 事業化促進発表会の開催など、新事業創出に関する事業
- (2) 展示会出展支援など、取引拡大に関する事業
- (3) 会員への情報提供、会員相互の連携促進に関する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ネットワークの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 ネットワークの会員は、神奈川県内の環境関連産業の発展に関心を持つ環境関連の企業、大学及び公的研究機関、行政機関、支援機関並びに研究者等の個人をもって組織する。

(事務局)

第5条 ネットワークの事務を行うため、株式会社さがみはら産業創造センターに事務局を設置する。

(入会)

第6条 ネットワークに入会を希望する者は、本規約に同意の上、別に定めるところにより入会申込書を提出し、事務局の確認を受けなければならない。

(退会)

第7条 ネットワークから退会しようとする会員は、事務局にその旨を届け出なければならない。なお事務局は、会員が本ネットワークの品位及び名誉を汚した場合、1年間連絡が不通であった場合には退会させることができる。

(入会金及び会費)

第8条 会員の入会金及び会費は、当分の間、無料とする。

附 則

この規約は、平成24年2月28日から施行する。